

議会用語の解説(50音順)

委員会付託 (いいんかいふたく)

本会議の付議事件について詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会または特別委員会に審査を託すことをいいます。

委員長報告 (いいんちょうほうこく)

委員長が委員会での審査結果や調査経過などについて、本会議で報告することを指します。

意見書 (いけんしょ)

地方自治法第99条の規定に基づき、市議会は市の公益に関することについて、国会、国、道など関係行政庁に対し、議会の意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。意見書の案は、議員が提出し本会議でその可否を決めます。

一般質問 (いっばんしつもん)

議員が本会議で市の一般事務や将来に対する方針などについて質問することをいいます。一般質問は定例会で行われ、臨時会ではできません。

質問時間は本市議会の場合、一括方式及び一問一答方式いずれも答弁を含めて60分以内としています。

開会 (かいかい)

議会を開いて、法的に活動できる状態にすることをいいます。

会期 (かいき)

議会が会議を行う期間(開会日から閉会日まで)のことです。会期は、本会議開会後に議決により決定します。

会派 (かいは)

政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成された集団をいいます。

議案 (ぎあん)

議会の議決を得るために、市長や議員が提出する案件を議案といいます。

議会運営委員会 (ぎかいうんえいいんかい)

円滑な議会の運営を行うため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整をはかる場として設置している委員会のことです。

議決 (ぎけつ)

議会が議案などに対し(可否)賛否を決定することで、意思決定の内容により、次のような種類があります。

- ・可決(否決)：予算、条例、契約、意見書、決議、その他
- ・認定(不認定)：決算
- ・承認(不承認)：専決処分
- ・同意(不同意)：人事案件

議事日程 (ぎじにってい)

その日の会議(本会議)の件名、順序を記載したものです。

休会 (きゅうかい)

議案などの調査研究や委員会審査などのために、会期中に会議(本会議)の活動を休止することです。

決議 (けつぎ)

法的効果を持つ議決と異なって、議会の事実上の意思決定をいいます。

採決 (さいけつ)

議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することです。起立による採決や投票による採決、異議がないかをはかる簡易採決などがあります。

散会 (さんかい)

議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の会議(本会議)を閉じることをいいます。

質疑 (しつぎ)

議題となっている議案などについて、疑義をたずためるための発言のことです。質疑は議案などの不明確な点を明らかにするために行うもので、自己の意見を述べることはできません。

上程 (じょうてい)

本会議で議題として取り扱うことを、一般に「上程」といいます。

条例 (じょうれい)

地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。

審議 (しんぎ)

本会議の付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程のことを審議といいます。

審査 (しんさ)

委員会において、付託を受けた議案、陳情等を論議し一応の結論を出す過程のことをいいます。

常任委員会（じょうにんいんかい）

議会が市の事務に関する調査や議案などの審査を行うため、常に設置されている委員会のことです。議員は必ずいずれかの常任委員会に属していますが、議長は委員を辞任しているためどこにも属していません。

除斥（じょせき）

議会における審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることです。

専決処分（せんけつしよぶん）

議会の議決または決定すべきことについて、市長が議会に代わって処分することです。議会を招集するいとまがないときに行うものと、議会の議決により予め指定したものとがあります。

全員協議会（ぜんいんきょうぎかい）

全員協議会は、議員全員で行うもので、その限りでは本会議と同じですが、地方自治法や会議規則で決められているものではなく、審議、議決は行いません。一般的には、議会から選出されている一部事務組合議員の報告など、議員全員が共通の認識を持つために開かれます。

定足数（ていそくすう）

議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことを定足数といいます。地方自治法において、議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。

本市議会の場合、定足数は 15 人です。

定例会（ていれいかい）

市議会には定例会及び臨時会があります。定例会とは付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことで、地方自治法により毎年（1 月 1 日～12 月 31 日）、条例で定める回数を招集することになっています。本市では条例で年 4 回と定めており、2 月、6 月、9 月、12 月に招集されます。

答弁（とうべん）

本会議、委員会などで、議員の質疑、質問に対して市長や副市長、教育長および関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。

討論（とうろん）

定例会や委員会において、質疑の後、採決の前に議案に対する賛成か反対かの意見を表明することをいいます。

特別委員会（とくべついんかい）

常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特定のものを審査するために設置される委員会のことをいいます。

本市議会では、予算審査特別委員会や決算審査特別委員会などがあります。

動議（どうぎ）

一定の事柄を議題とすることを求める議員の提議のことをいいます。

- ① 議題とすることを求める事柄について、案を備える必要のあるもの（文書）…条例案、条例や予算の修正案、意見書案、決議案等。
- ② 案を備える必要がないもの（口頭）…緊急質問、委員会付託省略、質疑・討論の終結、日程変更、日程追加、休憩等。

発言通告（はつげんつうこく）

議会の会議（本会議）で議員が発言をしたいとき、予め議長に発言の趣旨などを告知することをいいます。

表決（ひょうけつ）

議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることです。議長が表決をとることを採決といい、「採決」は議長の側からみた表現です。

附帯決議（ふたいけつぎ）

議案を議決するにあたって、議会の希望意見として付すものをいいます。法的な効果ではなく、政治的に尊重されるべきものとされています。

閉会（へいかい）

議会の法的な活動能力を失わせることをいいます。

閉会中継続審査（へいかいちゅうけいぞくしんさ）

会期中に議案などの審査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続き委員会でも審査を行うことです。

本会議（ほんかいぎ）

定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことをいいます。本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定（議決）などを行います。

理事者（りじしゃ）

市長、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など）、行政委員（監査委員）など、行政の仕事を行う機関のことを指します。

臨時会（りんじかい）

市議会には定例会及び臨時会があります。臨時会は、定例会のほかに臨時の必要がある場合に随時招集され、付議事件として告示したものに限りて審議することができる会議のことをいいます。

◆このほかにも、分かりづらい議会用語がありましたら、お知らせください。